

熊本県県有林立入承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、県有林用地への立入承認事務について、必要な事項を定めるものとする。

(立入承認)

第2条 次の行為を目的として県有林地へ立ち入ろうとする者は、あらかじめ県有林への立入申請書(別記第1号様式)を所管の広域本部長又は地域振興局長、申請箇所が複数局に及ぶ場合は熊本県農林水産部長(以下「広域本部長等」という。)へ1部提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 各種調査、学術研究、測量
- (2) 報道取材、放送番組等の撮影
- (3) 狩猟及び有害鳥獣駆除等
- (4) エコツアー、トレイルランニング大会その他イベントの実施
- (5) 前4号に掲げるもののほか、複数の者が立ち入る行為であって、他の立入者の利用に支障を及ぼすおそれのある行為

2 次の行為を目的として県有林に立ち入ろうとする者は、立入申請を要しない。

- (1) 貸付契約等に基づき立ち入るとき
- (2) 県が発注する事業に基づき立ち入るとき
- (3) 登山や釣り、散策を目的に立ち入るとき
- (4) 日常生活のために県有林内の林道を利用するとき
- (5) 県有林の素材・立木の生産・販売に際し、入札を予定している者が現物確認のため立ち入るとき
- (6) 災害等のため緊急に立ち入る必要があるとき
- (7) その他広域本部長等が立入申請書の提出を要しないと判断したとき

3 本条第1項の規定において、複数の広域本部(地域振興局)にまたがる区域における申請については、農林水産部森林局森林整備課が事務を行うものとする。

(立入承認の条件)

第3条 県有林に立ち入る場合、広域本部長等は、立入者が次のことを遵守することを条件として立入を承認することとする。

- (1) 関係法令や本条各号の規定を遵守すること。
- (2) 県有林が持つ水源かん養機能、山地災害防止機能等を損なうことがないよう留意すること。
- (3) 林地、立木竹を損傷しないよう留意すること、ただし、やむを得ず土地の形状変更および立木竹の伐採を行う必要があるときは、事前に県に協議し、必要に応じて伐採等を行うための手続きを取ること。
- (4) 火気の使用は、消火の準備をした上で慎重に取り扱うこと。
- (5) 立入による事故、怪我及び車両の物損等について、県は一切の責任を負わないこと。
- (6) その他、県の指示に従うこと。

(申請内容の確認)

第4条 広域本部長等は、立入申請書に記載された入林の目的、内容等が県有林の管理上適当でない場合は、当該立入申請をした者に対しその計画の補正を指示し、それに従わない場合は立入を認めないことができる。

2 広域本部長等は、立入りについて認めた場合は、立入承認書(別記第2号様式)を立入申請者に送付するとともに、その内容を速やかに当該県有林の巡視員に対し周知するものとする。

3 広域本部長等は、立入りについて認めた場合は、立入申請書及び立入承認書の写しを農林水産部長へ年度末に報告するものとする。

4 立入りを承認された者は、立入申請書に基づく行為が完了した場合、速やかに立入完了届(別記第3号様式)を広域本部長等に報告するものとする。

(損失補償)

第5条 土地の形状変更または立木竹伐採を行う場合、県有林立木竹等損害額算定要領により算定された額を立入申請者は補償するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

(別記第 1 号様式)

県有林への立入申請書

年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所氏名

県有林への立入について

このことについて、〇〇〇を実施したいので、下記のとおり承認していただきますようお願いいたします。

記

- 1 県有林の所在
〇〇団地（〇〇市町村）
- 2 目的

注) 狩猟、有害鳥獣駆除等の場合には、捕獲予定種名、数量及び捕獲方法等を記載し、
わなを設置する場合は設置箇所位置図を提出すること。

- 3 期間
自： 年（ 年） 月 日
至： 年（ 年） 月 日

- 4 入林者の住所、氏名等
住 所
氏 名
連絡先

● 遵守事項

- (1) 関係法令や熊本県県有林立入承認事務取扱要領の規定を遵守します。
- (2) 県有林が持つ水源かん養機能、山地災害防止機能等を損なうことがないよう留意します。
- (3) 林地、立木竹を損傷しないよう留意します。また、やむを得ず樹木の伐採等を行う場合は、あらかじめ協議します。
- (4) 火気の使用は、消火の準備をしたうえで慎重に取り扱います。
- (5) 発生したごみ等は必ず持ち帰ります。
- (6) 入林者は身分証を携帯します。
- (7) 期間の延長を必要とする場合は、事前に書面をもって申請します。
- (8) 立入による事故、怪我及び車両の物損等については申請者が一切の責任を負います。
- (9) その他、県の指示に従います。

(別記第2号様式)

第 号
年 (年) 月 日

様

熊本県知事 木村 敬

県有林への立入承認について

年 (年) 月 日付けで申請のあった県有林への立入りについては、下記のとおり承認します。

なお、県有林は、一般の立入りを前提とした管理を行っていませんので、入林者が事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いません。

記

1 県有林の所在

〇〇団地 (〇〇市町村)

2 目的

3 期間

自 年 (年) 月 日

至 年 (年) 月 日

4 入林者

住 所

氏 名

連絡先

5 承認の条件

- (1) 関係法令や熊本県県有林立入承認事務取扱要領の規定を遵守すること。
- (2) 県有林が持つ水源かん養機能、山地災害防止機能等を損なうことがないよう留意すること。
- (3) 林地、立木竹を損傷しないよう留意すること。ただし、やむを得ず土地の形状変更および立木竹の伐採を行う必要があるときは、事前に県に協議し、必要に応じて伐採等を行うための手続きをとること。
- (4) 火気の使用は、消火の準備をしたうえで慎重に取り扱うこと。
- (5) 発生したごみ等は必ず持ち帰ること。
- (6) 入林者は身分証を携帯すること。
- (7) 期間の延長を必要とする場合は、事前に書面をもって申請すること。
- (8) 立入による事故、怪我及び車両の物損等について、県は一切の責任を負わないこと。
- (9) その他、県の指示に従うこと。

(別記第3号様式)

県有林への立入完了届

年（ 年） 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

住 所
氏 名

県有林への立入完了について

このことについて、 年（ 年） 月 日で県有林への立入を承認された下記案件について、立入行為が完了しましたので報告します。

記

1 県有林の所在

2 目的

3 期間

自： 年（ 年） 月 日

至： 年（ 年） 月 日

4 立入行為完了日

 年（ 年） 月 日

5 完了後の対応

今回の立入行為に関し、立入区域内において県有林の林地・立木竹等の損傷が確認された場合は、県の指示に従い対応します。